4

まとめ

ドイツのJugendreligionをめぐる憲法問題

(大阪学院大学)

井

1 序 - Jugendreligionをめぐる問題状況 2 宗教の自由と国家教会法制 (1) 基本法で規定される宗教事項

1)判例に見る問題点Jugendreligionとされる集団による問題提起

3

(2) 問題の整理と検討

1 序 -Jugendreligionをめぐる問題状況-(1)

のではなく、国家が ― 特定の教会と 一体化して他の教会ないし宗教団体を排除することなしに ― 教会の活動を支 会……の分離の原則が行われているが、それは宗教的に無色の国家が教会の公共活動に無関心な態度をとるという ドイツにおいて、宗教の問題は単なる私事ではない。これは、現行のドイツ基本法の下でも確かに「国家と教(1)

援することを許容するものである」とする見解が主張されていることや、基本法自身も、宗教教育を公立学校での(2) 正規の授業科目とし(七条三項)、従来公法上の団体であった宗教団体にそのままの地位を認め、他の団体にもそ 宗教を国家の文化秩序の本質的要素ととらえるドイツの姿勢が窺えるのである。 り編入されたヴァイマル憲法一三七条五項、六項)ことから明らかであろう。そこには、教育や芸術、学問と共に、 の地位を取得する道を開き、公法上の団体とされる宗教団体にはいわゆる教会税の課税権を認める(一四〇条によ

このように、ドイツにおいて国家の文化秩序の本質的要素とされる宗教が、神聖ローマ帝国以来の伝統やM・ル

に関する条項の大部分をそのままの形で「この基本法の構成部分」(一四〇条)として受容しているが、そこには、 していたのと同一のものとして受容されたわけではない。確かに、基本法はヴァイマル憲法の宗教および宗教団体 trag)によっても規律されると考えられていることから、現在の基本法の下においてもかわりないものといえる。 た政教条約(Konkordat)や、それに倣ってラント政府と福音主義教会との間で締結された教会条約(Kirchenver-は、現行のそれが基本法や各ラントの憲法、法律によって規律されるだけでなく、教皇庁と政府との間で締結され 展開されてきたことはいうまでもない。この二大教会を中心にした宗教団体法制としての国家教会法制という点で(5) 関係を背景に、キリスト教の二大教会、つまりカトリック教会や福音主義教会と国家との関係を前提にして形成・ 国家教会法制(Staatskirchenrecht)も、中世以降の長い歴史の中で変遷してきたドイツにおける国家と教会との(4) 務を帰属させ、いかなる地位を与えるのか、そのことから国家と教会との法的関係をいかに規律するのかを定める 念を中心にしていることは否定できないであろう。そして同時に、国家共同体の中で宗教や宗教団体にいかなる任 ターの宗教改革以降の歴史の中で展開されてきたカトリックおよび福音主義(プロテスタント)のキリスト教的観 しかし、ドイツの歴史において独自の形態で受け継がれてきた国家教会法制は、基本法によって従来から存在(タク)

前提としての精神的自由の中核をなすものととらえられる四条一項および二項において具体化される宗教の自由(9) 服することが当然に予定されている。つまり、人格の自由な発展や自由で民主的な法治国家的基本秩序の根本的服することが当然に予定されている。 (8) することができるという多元主義の保障の一形態となっている。 信仰・世界観がその多元性の中でのみ憲法により問題とされる自由な政治的・精神的プロセスの原動力として機能 である。そして、その国家の宗教的・世界観的中立性は、民主的かつ法治国家的な客観的秩序の基本要素として、 いてもその宗教の自由が構成的要素であり、国家の宗教的・世界観的中立性の憲法上の基盤となる、ということい が国家教会法秩序の中心的地位を占め、その結果、基本法の下での国家と教会ないしは宗教団体との間の関係にお 憲法の統一性の原理に従って、基本法の予定する新たな国家像や個人化された基本権の自由観念にそれらの条項も

開されてきた伝統を背景に規定されており、それが条文上何の変更もなく「基本法の構成部分」とされたからであ ところとなろう。というのも、基本法による受容の結果内容的に一定の修正を受けたとはいえ、ヴァイマル憲法の 立の地位は、共同体の秩序にとって、自らが宗教的に中立的であるにも関わらず、信仰および教会による告知が世 る。ヘッセがいうように、ヴァイマル憲法の前記条項を基本法に編入する「一四〇条が教会に認める自由および独 宗教および宗教団体に関する条項は、まさにドイツの歴史のなかで、キリスト教の二大教会を母体として形成・展 このような、ドイツにおける信仰・世界観の多元性が一体どのような多元主義を意味しているのかは問題のある

以上のようなドイツの歴史的伝統を背景にしつつ、基本法の下での多元主義を要請される国家教会法制の問題は、

にはドイツの歴史の中で重要な役割を果たしてきたキリスト教的伝統というものが潜んでいるのではないかと思わ

俗の諸勢力の見解や努力と何か異なるものであるという点にその根拠を見出す」というのであれば、やはりそこ俗の諸勢力の見解や努力と何か異なるものであるという点にその根拠を見出す」というのであれば、やはりそこ

れるのであった。

Bewegung)」とも呼ばれる)、「ハレ・クリシュナ運動(Hare Krisna-Bewegung)」そして「超越瞑想(Transzen ド・ヒンドゥー教の流れを汲む「バグワン運動(Bhagwan-Bewegung)」(あるいは「ラジニーシ運動(Rajneeshligionによって提起された訴訟事件において争われることになった。そこでJugendreligionとされる集団 は、イン 一九八〇年代前半から、ドイツにおけるそのキリスト教的な歴史的伝統とは異なる(宗教)団体としてのJugendre-

題を提起することになった。以下では、この憲法問題を概観することで、先に挙げたドイツでの宗教の自由と国 ある。その結果、Jugendreligionによって提起された訴訟では、ドイツに特有の国家教会法制の下で独特の憲法問 た「教説・行法や風采・勧誘方法などが、ユダヤ=キリスト教伝統に立つ諸教会と著しく異なっている」もので そしてアメリカを源とする精神療法的方法と宗教の融合を説く「サイエントロジー (Scientology Kirche)」といっ dentale Meditation)」、さらに文鮮明を教祖とする「統一教会(Vereinigungskirche)」といった東洋系の団体、

(1) 大石眞「いわゆるセクトをめぐる法律問題(一)-教会・国家関係の新局面-」法政研究五八巻一号一頁(一九九一)二八頁参照。

家教会法制との間の特徴を簡単に検討することにする。

(2) 村上淳一・ハンス・ペーター・マルチュケ [ドイツ法入門] 五五~五六頁 (一九九一) 参照:

(¬) Theodor Maunz & Reinhold Zippelius, Deutsches Staatsrecht 28. Aufl., S 235, 1991

- 国家教会法のこの定義については、a. a. 0., S. 235
- (6) 現行の国家教会法制のこのような構成については、Maunz & Zippelius (Anm. 3), S. 235, 前掲・清水論文(注五)一九四~一九五 (5) 基本法に編入されているヴァイマル憲法の宗教団体条項が宗教改革以後のいかなる教会・国家関係の下で成立したのかについては、清水望 会税との関係で中世以降の国家とキリスト教二大教会との関係を述べるものとして、前掲・村上・マルチュケ文献(注二)八九~九○頁参照。 「ドイツにおける宗教団体とその紛争処理」佐藤幸治・木下殺編『現代国家と宗教団体』一八九頁(一九九二)一九一~ 一九四 頁参照 。また、教

よびその他の宗教団体と国家との国家教会法上の関係は、憲法およびその範囲内での法律によって、また協定によって秩序づけられる」 とする。 頁参照。また、Peter Badura, Der Schutz von Religion und Weltanschauung durch das Grundgesetz, 1989, S. 14 でも、「教会お

- (7) Badura (Anm. 6), S.
- 9 8 A. a. 0., S. 14 Konrad Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 18. Aufl., 1991, S.
- (II) Hesse (Anm. 9), S. . 158.

人主義化・世俗化の動きにおける一つの新しい段階を示している」とする。

Badura(Anm. 6), S. 17f. なおそこでは、そのように解される限りで「基本法の宗教の自由および国家教会法の新たな規定は、個

- (12) A. a. 0., S. 194
- 13 このJugendreligionとされる集団のそれぞれの特徴については、Badura (Anm. 6), S. 61ff.
- (4) 前掲・大石論文(注一)三一頁参照。
- 15 このドイツでのキリスト教系の中小宗教団体の状況については、前掲・大石(注一)三〇~三一頁参照。 ツにおける信仰・世界観の多元主義がいかなる意味でのものかという問題を考察する上での興味ある現象といえるように思われる。なお、 役義務法上の兵役免除の問題を除いては、Jugendreligionとされる集団が提起する問題を引き起こすことはないという点は、まさにドイ により編入されたヴァイマル憲法の規定に基づき公法上の団体と認定され、あるいは私法上の権利能力を持つ宗教団体とされており、兵 この点、ドイツにおいてもカトリックや福音主義の二大教会に属さないキリスト教系の中小団体は存在しているが、それらは基本法

まず、前述の問題との関連においてドイツ基本法の宗教条項を簡単に概観することから始める。基本法四条は、 (1) 基本法で規定される宗教事項

2

宗教の自由と国家教会法制

そうである以上、ドイツにあっても少なくともヴァイマル共和国以後、宗教の自由の憲法上の保護にとって、 家の宗教の自由において宗教的・反宗教的確信と非宗教的な世界観的確信の平等な保護へと向かっていたとされ、 仏教といったすべての宗教的確信の平等取扱いを経て、少なくとも現在においては宗教的・世界観的に中立的な国 法上の保護の要請という点で、キリスト教の二大教会の宗派同権(Parität)から、ユダヤ教、イスラム教さらに 世界観という文言における相違が問題にならないとはいえないが、宗教改革以後の宗教の自由の歴史的展開は、憲 ことにより、全体として統一的な一つの基本権としての宗教の自由を保障する。もちろん、信仰・良心・宗教(近) 一項で信仰・良心の自由、宗教および世界観の告白の自由を、二項で妨害されることのない宗教的行事を保障する

それに従って行動する自由を保護するものとしたのであった。(18) 本法四条一項および二項を統一的にとらえ、信仰・良心・宗教・世界観を形成し、それを持ち、その意見を表明し、

化するものでない、と考えられるようになっている。そのような背景から、連邦憲法裁判所や通説的見解は、基(エ) 的確信か非宗教的な世界観的確信かの区別は重要なことではなく、基本権は、宗教や宗教的確信、宗教団体を特権

自由、そのような確信を告白・表明しない自由、当該確信に従って行為しない自由という宗教の自由の消極的側面 確信および行為態様を保障しようとしていることになる。そして、それは、宗教ないし世界観的確信を持たない(ミピ) 行動する自由である。結局、四条一項および二項において宗教の自由により宗教や世界観に一定の保護を与える Denkens)、思考の結果出てきた確信を他者に告白・伝達する自由、そして宗教的・世界観的確信や良心に従って 仰あるいは世界観といったある種の確信を形成する思考過程の保障という意味での思考の自由 (die Freiheit des 宗教の自由についてのこのような見解によると、そこには保護されるべき三つの領域が現れてくる。つまり、信 人間の尊厳や人格性を公権力によって自由に侵害できないものとすることの一つの表明として、一定の

つまり、

宗教団体、そして、一定の世界観を共同で奨励することを任務とする団体の結社の自由は、

四条一項およ

に従って行為しまたは行為しないという宗教の自由の団体的側面によって補完される。 ならびに一定の団体に帰属することで仲間と共同して一定の確信を持ち、それを告白・表明 (布教)し、

性が生ずる、という問題も考えられる。そして、この両方の問題を提起するのが、宗教団体をめぐる宗教的結社 性が増大し、そのことから、四条によると明示的な国家の権限が認められていないような侵害をも正当化する必要 問題が考えられる。他方で、すべての宗教的・世界観的確信に導かれた行為への保護領域の拡大によって紛争可能 の類似保障との関係がほやけたものになってしまい、場合によってはそれらが余分なものにされかねない、という および二項と共に宗教的な自由保障を規定する基本法上の条項、特に一四〇条によって編入されたヴァイマル憲法 以上のように宗教の自由の射程範囲を広くとらえると、そこに問題がないわけではない。まず一方で、四条一項

七条二項および七項と連携した基本法一四〇条によって保障する。しかし他方で、既に述べた団体的側面、また、 バドゥーラが指摘するように、ドイツでは、「宗教・世界観団体の活動は、確かにはじめから、公的秩序や第三者 歴史的・社会的経験から、 な憲法政策的問題と関連づけて考えられていた」のである。基本法は、宗教的結社の自由をヴァイマル憲法一三(3) 前から、 の宗教的・世界観的あるいはその他の利害に関してある種の規制の必要性や紛争可能性を投げかけ、その結果、以 ついて行われ、その結果、宗教の自由も、その完全な意味において団体への帰属を保障することになる。ところが、 の自由である 世界観をも含めて宗教的信仰は、必然的ではないにしても、歴史的・社会的経験から一定の団体への帰属と結び 宗教的・世界観的結社の自由の憲法上の保障は独自の意味を持ち、国家と教会との関係についての基本的 宗教的結社の自由は、四条一項および二項が宗教の自由として保障することになる。(24)

宗教の自由によってその結社を保護され、活動自体も基本権としての宗教の自由によって保障されるということに 団体は、前述の意味での宗教の自由の享有主体ともなる。そうである限り、そのような団体は、基本権としての 質的に必要なものとみなされる、ということである。もちろん、そのような結社の自由とは別に、宗教・世界観(ミビ) び二項によって基本権として保障され、そのような保障の下で結成された団体は、宗教ないしは世界観にとって本

そのものの保障の結果であり、ヴァイマル憲法一三七条二項および七項による宗教団体の結社の自由という特別の 定の中心に基本権としての宗教の自由が位置づけられるのであった。(四) および二項によって保障された宗教の自由という基本権に関する問題となり、基本法における宗教事項に関する規 なる。その結果、個人の問題としてであれ、団体の問題としてであれ、宗教事項に関する問題は、基本法四条一項 以上のことから、集団による宗教の自由の問題としての宗教・世界観団体の基本権による保護は、まさに基本権

題にすることになり、団体の自治にとっては、国家と当該団体との関係について憲法上の秩序ならびに自由な宗(30) 項によって国家教会法的にも保障されたものとする見解である。そして、国家教会法上の保障という観点からすれ び二項によって基本権として保障されているとしつつ、それに対応する形でヴァイマル憲法一三七条二項および七 討するバドゥーラの見解が一つの方向を指示している。それは、宗教的結社の自由を、確かに基本法四条一項およ て、前述のように「国家と教会との関係についての基本的な憲法政策的問題と関連づけて」宗教的結社の自由を検 体の歴史的・制度的特徴が個人主義的にのみ理解された宗教の自由の中に解消されてしまうものではない 」とし(※) 条で明文によって基本法に編入した意味はどこにあるのか、という点が問題となろう。ここで、「宗教・世界観団 保障によるわけではない、ということになる。それでは一体、ヴァイマル憲法一三七条の規定をわざわざ一四〇(②) 憲法上の規定は、 団体の組織そのもの、つまりその組織上の自治および国家と宗教・世界観団体との関係を問

世界観団体の問題は、集団的な宗教の自由という基本権の観点からだけでなく、宗教団体法制としての国家教会法 教・世界観の制度的条件の確保というものが保障されるべき目標になる。そうだとすれば、ドイツにおける宗教

制という観点からの考察も必要になってくることになろう。

- Kommentar, 2. Aufl., 1992, S. 108; Badura (Anm. 6), S. 24 Hans D. Jarass, Glaubensfreiheit, in: Hans D. Jarass & Bodo Pieroth, Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland:
- <u>17</u> する規定からも窺い知ることができるであろう。なお、この条文については、樋口陽一・吉田善明編「解説世界憲法集(改訂版)」(一九 たヴァイマル憲法一三七条七項の「一つの世界観を共同で奨励することを使命としている団体は、これを宗教団体と同等に取り扱う」と この点の指摘は、Badura(Anm. 6), S. 36. また、このような宗教と世界観の平等な取扱いは、基本法一四〇条によって編入され
- 18 chte, 8. Aufl., 1992, S. 133f.: Alfred Katz, Staatsrecht, 11. Aufl., 1992, S. 327f. 連邦憲法裁判所や通説的見解のこのような解釈を指摘するものとして、Bodo Pieroth & Bernhard Schlink, Staatsrecht II Grundre-

九一)(初宿正典訳)による。

- 19 ら生ずる」とする。 このうちの「思考の自由の意義は、自由な精神的プロセスの保障のための価値決定的な原則規範としてすべての法領域に拡散する効果か Roman Herzog, in : Maunz-Dürig, Grundgesetz, Kommentar, Bd. I, 1988, S. 8f. なね Katz (Anm. 18), S. 328
- るものではなく、それらは団体内部の規律・秩序に関連するものとして、後述の団体自治の問題とされる。この点については、 Maunz Zippelius (Anm. 3), S. 193 Badura (Anm. 6), S. 40. なお、この宗教の自由は、 宗教的教養そのもの、そして宗教団体とその信者との間の関係を保護 ・規律す
- 21 四〇条によって編入されたヴァイマル憲法一三六条三項、四項、一四一条によっても規定されている。 Pieroth & Schlink (Anm. 18), S. 133. なお、この消極的な側面の一部と考えられる領域は、基本法四条三項、三三条三項、 および
- (21) A. a. 0., S. 134

- (%) Badura (Anm. 6), S. 13
- 24 (Anm. 18), S. 135f この両方の規定によって宗教的結社の自由が保障されることについては、Maunz & Zippelius (Anm. 3), S. 238; Pieroth & Schlink
- (紀) Badura (Anm. 6), S. 21.
- 由は集団的な宗教の自由として宗教・世界観団体に認められる、とする。 う慈善的任務の実現を目的とする法人は、四条の基本権の担い手で有り得る」とする。また、Jarass (Anm. 16), S. 109 も、宗教の自 の構成組織や法的に独立した制度、ならびに、構成員の宗教告白あるいは信仰告白の奨励や促進および信仰告白の基本的要求の実現とい Manfred Lepa, Der Inhalt der Grundrechte, 6. Aufl., 1990, S. 99. そこでは、連邦憲法裁判所の判例を引用して、「宗教団体、そ
- (37) これに関連して、ヘルツォークは、基本法四条を一四〇条の根源ととらえ、宗教の自由の保障を宗教法上の根本規範としている。 ならないとする。Lepa (Anm. 26), S. 98f その解釈規準として機能する」という点を指摘し、四条一項において保障された権利の意味で教会条項の各規定を理解していかなければ zog(Anm. 19), S. 14f. また、レーパは、「基本法四条一項は(基本法に編入されたヴァイマル憲法の=筆者)教会条項の解釈に対して
- Badura (Anm. 6), S. 46

28

-) A. a. 0., S. 17
- A. a. 0., S. 21

30

-) A. a. 0., S. 47
- 宗教団体法制としての国家教会法制

に関する条項の本質的な部分を妥協的にそのまま受容している。その結果、それは、歴史的に受け継がれてきた教 国家と宗教・世界観団体との関係の規律という問題に関して、基本法は、ヴァイマル憲法の宗教および宗教団体

会という制度とそこでの権利を尊重してそのまま認め、公法上の団体としての地位を存続させた(ヴァイマル憲法

tät) およびその寛容であった。

とに な。 32。 宗教の自由や団体の自治というものは、公法上の団体であると否とに関わらず、すべての宗教団体に認められるこ ラが指摘するように、そこには税法上の権限を含めた一定の公的活動の担い手としての能力が認められるだけで、 世界観団体にも付与される道が開かれている。さらに、公法上の団体といっても、現在の基本法の下では、バドゥー はなく、現在ではゼクテ(Sekte)と呼ばれる小宗教団体をも含めて非キリスト教的な宗教教団または非宗教的な 一三七条五項)。ただ、それらの地位や権利は、歴史的に形成されてきたものとして教会にだけ認められるわけで

え方である。そして、その客観的価値秩序として取り上げられるのが、国家の宗教的・世界観的中立性 (Neutrali-障すると共に、客観法的機能として国家と宗教・世界観団体との関係についての価値秩序を含んでいる、という考 なのが、基本法四条一項および二項は、一般的に、国家に対する主観的防禦権として思考・告白・行為の自由を保 の関係において、一体宗教の自由がどのような意味を持つのか、という点からみていくことにしよう。ここで重要 の宗教の自由を中心にすえて考えなければならない、ということになる。そこでまず、国家と宗教・世界観団体と 本法の下での宗教事項であることにかわりはない。そこから、前述の通り、国家教会法制に関しても基本権として このようにヴァイマル憲法の条項を受容することによって形成される宗教団体法制としての国家教会法制も、

違っていると判定することの禁止を意味する。さらにそれは、三条三項と連携して、特定の宗教・世界観の特権化 政の内部に取り込むことの禁止、そして、市民の信仰・不信仰に関して評価を下すことやある信仰を正しい又は間 項の国教会の禁止にとどまらず、国家と宗教・世界観団体との組織的分離の要請、つまり、それらの団体を国家行 この国家の宗教的・世界観的中立性・寛容は、一四〇条によって基本法に受容されたヴァイマル憲法一三七条一

の要請に関する基本法上の例外になる。 の禁止、そして、原則的なすべての宗教・世界観団体の平等取扱いを要請する。但し、前述の公法上の団体として の地位を有する教会や宗教・世界観団体の特別の権利の承認は、いうまでもなく、この特権化の禁止や平等取扱い

である。ここに、国家の宗教的・世界観的中立性が国家に課せられた宗教事項に関する権限の限界を画定すべき原(部) 界観団体の実際上の相違に基づく区別は許される、とされる。さらにそれだけにとどまらず、国家の宗教的 界観的中立性は、国家と宗教との完全な分離を意味するのかといえば、ドイツではそのように考えられていない。(33) 則になるはずであるにも関わらず、逆に、宗教的・世界観的な精神活動の領域での論争に国家の関与を認めると共 ツにおける当該団体の果たすべき役割は、国家に宗教事項に関する無関心を要請し得ない状況へと導いているから うのも、多元主義に基づく開かれた民主的プロセスにおける宗教・世界観団体の影響力や、文化国家としてのドイ 界観的中立性は、国家が宗教・世界観団体に対して無関心であることを要請していない、ともいわれている。とい まず、平等取扱いの要請の場面でも、それは型にはまった平等取扱いが要請されるわけではなく、個々の宗教・世 しかし、この特権化の禁止や平等取扱いの要請に対する基本法上の例外以外の領域において、国家の宗教的・世 世世

そして国家教会法制の根底をなす客観的価値秩序としての基本法四条一項および二項による宗教の自由の保障それ 自体の意味、さらにその限界が問題となって現れてくる。確かに、四条一項および二項による保障は、ヴァイマル 基本法の下での宗教事項に関する規律を以上のようにとらえると、ここで、国家に対する主観的防禦権としての、

事情が見出されるのであった。(※)

上のそれとして国家自身に課し、そのこと自体も国家の宗教的・世界観的中立性の一つの構成要素とするドイツの に、自由な共同体における国家と宗教・世界観団体との実質的関連性についての秩序づけという任務を国家教会法

求められているのであった。 留保」の排除をもたらしている。しかし、それでは主観的な自己理解に基づいてある事柄を宗教ないし世界観に(35) どのようになるのか。まさにJugendreligionによって提起される訴訟では、これらの問題が提起され、その解決が 家が無関心でいられない領域とはどのようなもので、そこでの行為と主観的防禦権としての宗教の自由との関係は ないことになるであろうか。また、客観的価値秩序としての国家の宗教的・世界観的中立性の原則についても、 関する問題と考える場合には、それを常に宗教の自由の問題とし、何の制約もなく基本権が保障されなければなら 憲法一三五条による信仰および良心の自由の保障にとってかわることで、宗教的な基本権問題の領域での「法律の 国

- 3) Badura (Anm. 6), S. 23
- ての権利義務に関する信教の自由の無効果)などの規定によっても導かれる 利益賦課や優遇措置の禁止)や三三条三項(市民権等の享受に関する信仰による差別の禁止)、ヴァイマル憲法一三六条一項 Katz (Anm. 18), S. 328. なお、この国家の宗教的・世界観的中立性は、四条だけでなく、三条三項(信仰・宗教的見解に基づく不 (市民とし
- (Anm. 18), S. 328; Lepa (Anm. 26), S. 98 これらの点については、Maunz & Zippelius (Anm. 3), S. 240; Badura (Anm. 6), S. 80ff.; Jarass (Anm. 16), S.
- (35) この点について、ヤラスは、「組織的な結合は許されないが、基本法の下では、国家と教会との完全な分離は存在しない」ということ を明確に述べている。Jarass (Anm. 16), S. 109. また、レーパも、「国家と教会の間には、相互の友好と協働の関係が存在する」 とす Lepe (Anm. 26), S. 98
- 36 ての宗教団体のための機会均等が認められるといっても、大教会と小さな宗教団体との間には国側の対応にはなお開きがみられる」とし Badura (Anm. 6), S. 82; Lepa (Anm. 26), S. 98. また、これに関連して、前掲・清水論文(注五)一九九頁でも、「法的にすべ

- 37 Maunz & Zippelius (Anm. 3), S.240; Badura (Anm. 6), S. 8lff.; Lepa (Anm. 26), S. 98. なお、前掲注!!も参照!
- 39 38 この点、パドゥーラは、「基本法四条一項および二項がヴァイマル憲法一三五条にかわることによる変更は、『一般的国家法律』 の留
- <u>40</u> このJugendreligionによって提起される問題の一般的特徴については、Rainer Scholz, "Neue Jugendreligionen" und Grundrechts-

保の排除において特に際立っている」とする。Badura (Anm. 6), S. 31

schutz nach Art. 4 GG, NVwZ 1992, S. 1152 (1152).

3 Jugendrerigionとされる集団による問題提起

判例に見る問題点

問題とするよりもむしろ、公的機関や第三者からのJugendreligionとされる集団に対する意見表明の形で行われる めぐる問題を取り扱うものであり、第二は、宗教団体としての性格づけも問題になるのではあるが、それを主たる れる集団の非経済的団体としての登録および権利能力の取得との関連において、その宗教団体としての性格づけを 判例に現れるJugendreligionの憲法問題は、大ざっぱに二つの類型に分けられる。第一は、Jugendreligionとさ

種の評価的言動をめぐる問題を取り扱うものである。

とが判明した場合の権利能力の剥奪(BGB四三条)と、行政庁による登録に対する異議申立て(BGB六一条)が 取得について規定する。ただ、この非経済的団体としての登録と権利能力の取得に対しては、営利目的を有するこ で、BGBI|一条は、一定の要件を備えた団体についての非経済的団体(Idealverein)としての登録と権利能力の は、公法上の団体以外の宗教団体につき「民法の一般規定により権利能力を取得する」と規定する。それとの関連 まず、第一類型についての判例をみてみよう。基本法一四〇条によって編入されたヴァイマル憲法一三七条四項

排除する防禦権となるわけではない、として退けたのに対して、非経済的団体としての登録の可否が争われた後 者は、自らを宗教団体と考えるものに営利法人としての権利能力の取得を期待することができないということ、キ から、世界観的な目的からだけでなく超越的な目的に奉仕する団体として結成されていることを理由に、その宗教 体性を認めることができるとし、後者は、当該団体が、非経済的団体としての登録申請に際して添付した団体約款 団体が人間を精神的存在ととらえ、人間によって認識可能な超越的実体の存在を前提とする以上、十分その宗教団 決定は、「サイエントロジー」を憲法上の宗教団体(ないしは少なくとも世界観団体)とみなした。前者は、 味での非経済的団体として承認できるわけではなく、当該団体は、宗教・世界観的活動を有償の提供対象としてい によって伝達される理念的給付が宗教的・世界観的内容を持つものであったとしても、当該団体をBGB二一条の意 ロジー」の活動についての一つの興味ある見解を示している。そこでは、当該団体の自己理解に基づき、その団体 のデュッセルドルフ高等裁判所の決定は、直接その宗教団体性について述べているわけではないが、「サイエント 「サイエントロジー」をめぐるいくつかの事件では、まさにこの点が問題として争われた。一九八三年八月一二日 して当該団体が非経済的団体となり得るのか否か、そしてそれと関連してその宗教団体性が問題となる。そして、 誌の販売、有料の講座やセミナーの開催、ディスコやレストランの経営など)を行うことになり、そのためにはた 規定されている。Jugendreligionとされる集団の場合、通常、その財源確保のために一定の営業活動(例えば、雑 る異議に関して、当該団体は基本法四条による保護を主張し得るが、それは法人法による営利法人としての分類を 団体性を認めたのであった。ただ、前者は、訴訟の本来的請求であった非経済的団体としての権利能力剥奪に対す 一九八四年七月二五日のミュンヘン行政裁判所の判決ならびに一九八八年二月一七日のハンブルク地方裁判所の る以上、営業的組織形式で追求される本質的に経済的な目的を特徴とするものといえる、とされた。これに対して、

与に際しては営業活動の有無を考慮することはできない、として結論では対照的なものとなっている。(**) リスト教系の教会も一定の料金を求める活動を行うことなどから、非経済的団体としての登録および権利能力の付

教の自由、特に国家の宗教的・世界観的中立性の問題となし得るか否かの判断の前提問題となるためにすぎない。 ること、あるいは、ある集団の活動が有害で危険なものであると警告すること)を基本法四条一項および二項の宗 ndreligionに対する公的機関の意見表明による攻撃(ある集団をJugendreligionあるいはJugendsekteとして公表す 第二類型の判例でも、Jugendreligionとされる集団の宗教団体としての性格は問題になる。ただ、それは、Juge

そして、公的機関による攻撃を問題として争ったのが、一連の「超越瞑想」をめぐる事件である。

性の要請から許されない。このような見解に対して、一九八五年九月二三日のマンハイム高等行政裁判所の決定(こ 想起させるが故に、ある団体に対してその表現を用いることは価値評価的な意見表明となり、宗教的・世界観的中立 たものを超える価値評価的意見表明が許されないということも疑いがない、ここで問題となるJugendreligionある 困難であるが、真実についての意見表明が中立性の要請に反しないことは疑いなく、また、事実によって確証され 府の意見表明権と宗教的・世界観的中立性との関係については次のように述べた。両者の関係を明確にすることは ものであるような、また基本法の他の価値決定を侵害するような団体には認められないことを前提にした上で、政 こと、そして、基本法四条(および一四〇条)による保護は、その活動が青少年の精神的その他の障害をもたらす 憲法上の権限に属し、特別の法律上の根拠を必要としないが、宗教的・世界観的中立性の要請によって制限される の見解を持つ人的集合体としての世界観団体であること、政治的に重大な問題についての意見表明権は連邦政府の いはJugendsekteという表現は、偽宗教、いかがわしいそして人格破壊的なものという消極的な評価を伴う集団を 一九八五年八月八日のミュンスター上級行政裁判所の決定は、「超越瞑想」が人間の生命の意味についての共通

れは それは宗教の自由に対する許されない侵害とはならない、とした。 警告を発するという憲法上の権限から、連邦政府が「超越瞑想」に対してJugendsekteとの表現を用いたとしても、 という利益についての国家の責任から、さらに、自らの任務遂行のために大衆に対して自らの立場を示し、勧告や から導き出されなければならず、それ故に、宗教の自由への国家の介入も直接的な憲法上の正当性を必要とすると び二項の基本権も無制約で保障されるものではないが、その限界は憲法の統一性の原則によって他の基本法の規定 した。このような状況の中で、連邦憲法裁判所は、一九八九年八月一五日の決定において、基本法四条一項およした。このような状況の中で、連邦憲法裁判所は、一九八九年八月一五日の決定において、基本法四条一項およ 的・世界観的中立性に反するものではなく、それは予防的・警察的措置の範囲における政府の権限に含まれる、と 的評価を伴っているのか否かは疑わしいとの判断の下に、政府が実体的な評価なしにいわゆるJugendsekteによっ teという表現は内容上の評価なしに様々な関係において用いられるものであり、その表現がある団体に対する消極 の判断を前提に、市民の生命・身体的十全性・健康を守るという国家の保護義務や憲法上必要とされる青少年保護 て引き起こされるかもしれない青少年への影響を抽象的に指摘するだけでは、基本法四条から導かれる国家の宗教 「超越瞑想」ではなく「バグワン運動」に対するラント政府の意見表明をめぐる事件である)は、Jugendsek-

の判決は、「バグワン運動」が基本法四条一項の意味での宗教上の信仰告白を前提にしていると認めた上で、基本 す私的団体への政府の資金補助の問題も提起される。これについて、一九八五年一一月一二日のケルン行政裁判所 する公的機関の直接的な攻撃だけが問題になるわけではなく、Jugendreligionに対して批判的・攻撃的な態度を示 見表明権をそのまま利用することで処理された。ただ、「バグワン運動」に関連する訴訟では、「超越瞑想」に類似 所の決定で、「超越瞑想」をめぐる事件の判断を基礎に、政府の憲法上の保護義務および憲法から導き出される意 「バグワン運動」(あるいは「ラジニーシ運動」) に関する同種の問題も、一九九一年三月一三日の連邦行政裁判

宗教法第14号(1995) 府の資金補助は、当該私的団体が侮辱的な方法で「バグワン運動」を批判する限りにおいて、その宗教の自由への 教の自由による基本権保護は拒絶される可能性があるが、ドイツでの「バグワン運動」の活動は経済的利益の追求 法四条一項の基本権は純粋な経済活動や人間の尊厳を侵害する行為のために主張され得るものではなく、また、宗 補助の問題に関して次のような見解を示した。「バグワン運動」に対して批判的な態度を示す私的団体への連邦政 をその特徴としているわけではなく、その活動が人間の尊厳を侵害するという十分な根拠も存在しないとし、 教活動と当該基本権と無関係な活動が不可分の関係で結びつき、後者が全体的活動を特徴づけるような場合には宗

が他者の基本権やその他の憲法上の法益を侵害しているという事実を確認し得ないために、それが「バグワン運動」 侵害に当たり、自らではなし得ないような任務を遂行するために第三者を利用するものである限りにおいて、 の基本権を限界づける憲法上の法益保護のために必要であるという理由によって正当化されるものではない の宗教的・世界観的中立性の要請にも違反する、また、このような資金補助による助成措置は、「バグワン運動」 国家

告を発する私的団体への資金補助によって国家は当該宗教団体の基本権への介入を行うことになるので、そのよう のが一九九二年三月二七日の連邦行政裁判所の判決である。そこでは、一定の宗教団体の作用について大衆に警 攻撃可能ということになってしまいかねない。そこで、この問題について、資金補助を通しての基本権侵害の問題 て、意見表明権によって直接的に攻撃するだけではなく、自己の判断に基づき第三者への援助によって間接的にも ら正当化できる場合があるように読むことも可能で、そうであるならば、政府は、憲法上、Jugendreligionに対し が、前述の政府による意見表明の場合と同じように憲法上の法益保護などの政府の憲法上の権限という観点だけか は意見表明権や保護義務といった政府の権限行使による直接的行為と事情が異なるという観点からの判断を示した 以上のようなケルン行政裁判所の判決によると、資金補助の問題に関しても、直接そこでは認められてはい ない

当化するために利用され得る、さらに、資金補助が当該助成関係における第三者の基本権侵害と結びつく場合、予 算においてその資金を準備しているだけでは当該措置の十分な根拠とはならない、としたのであった。 規定は、そこから自由の制限についての授権が十分明確に引き出される場合にのみ、事実上の基本権への介入を正 な助成措置には当該介入を正当化し得る法律上の授権が必要になる、また、行政府に一定の任務を与える法律上の

「統一教会」をめぐるそのような事件は、連邦通常裁判所に至るまでのすべての裁判所においてその保護は認めら や牧師、議員や秘書の私的発言)による公的機関によるのと同じような攻撃からの保護の問題も提起されるが、 なお、訴訟においては、前述の問題以外にも、資金補助によるものではない、単純に私人(例えば大教会の司祭

れなかった、とされている。

41 (42) OLG Düsseldorf Beschl. vom 12. 8. 1983, NJW 1983, S. 2574, なお、この事件での結論は、精神的財をある種の経済的財に応じ て市場化し、その際に当該精神的財の普及を営業的組織形式において追求される財政的結果と密接に関連づけるような団体は、BGB二 団体の地域的下部組織や理事が当事者となっていることをここで付記しておく。 なお、以下でJugendreligionによって提起される訴訟を取り上げる場合、その団体そのものが訴訟当事者となっているわけではなく、

<u>43</u> VG München Urt. vom 25. 7. 1984, dazu W. Franz, DVBl. 1987, S. 728

二条の意味での営利団体に分類され得る、とする。

- (本) LG Hamburg Beschl. vom 17. 2. 1988, NJW 1988, S. 2617
- (45) これについては、Badura (Anm.), S. 66f
- (46) NJW 1988, S. 2618.
- (47) OVG Münster Beschl. vom 8. 8. 1985, NVwZ 1986, S. 400
- (48) A. a. 0., S. 401

- gendsekteの組織や活動についての情報を用意する権限をも含む、とする判断を示している。VGH Mannheim Beschl. vom 4. 10. 198 01. なお、この裁判所は、一九八八年十月四日の決定でも、Jugendsekteという概念が消極的な意味内容を持たないものとした上でそれ をある団体に対して使用することは許されるし、政治的な論争の範囲において意見表明する政府の憲法上の権限は宗教領域にも及び、Ju-VHG Mannheim Beschl. vom 23. 9. 1985, dazu W. Franz, DVB1 1987, S. 730. なお、この結論については、NVwZ 1986, S. 4
- BVerfG (1. Kammer des Ersten Senats) Beschl. vom 15. 8. 1989, NJW 1989, S. 3269
- (5) BVerwG Beschl. vom 13. 3. 1991, NJW 1991, S. 1770

NJW 1989, S. 2278

- 1153 においても言及されている。なお、この事件では、「バグワン運動」に対して侮辱的な言動行為を行ってきた労働団体に対する連邦 政府(連邦青少年保健省)の資金補助が問題とされた。 VG Köln Urt. vom 12. 11. 1985, dazu W. Franz, DVB1. 1987, S. 728&730. また、この判決については、Scholz (Anm. 40), S
- (S) BVerwG Urt. vom 27. 3. 1992, NJW 1992, S. 2496. なお、本文中で述べた裁判所の見解については、a. a. 0., S. 2499
- (蚪) この判決では、これら以外にも、ある団体は、その宗教的・世界観的教義が経済目的追求の口実としてしか役立たないような場合に 在しない、という点を指摘している。a. a. 0., S. 2497f は、宗教の自由という基本権によって保護されない、また、その団体がもっぱら経済的に活動している場合には、宗教の自由の保護は存
- (55) これについては、Badura (Anm. 6), S. 71.

(2) 問題の整理と検討

世界観的目的以外の目的を持つ団体、例えば営利団体や企業は基本法四条を援用し得ない 、とされているからで が宗教の自由という基本権を援用できる宗教団体といえるのか否か、ということである。 というもの、 宗教的 いわゆるJugendreligionによって提起される第一の問題は、前述の判例での論点からも分かるように、当該団体

ある。さらに、それらが宗教団体(ないしはそれと同置される世界観団体)とされたとしても、はたしてその活動

る けではなく、しばしば相互に関連しながら同時に取り扱われることになる。その理由は、Jugendreligionの活動自 民の下で歴史的展開の中で一定の意見の一致をみる道徳的基本見解に基づいて形成された」行為だけを保護する(%) 体を問題とすることで、そのような活動をする集団を宗教団体と認めることができるのか否かが争われるためであ としているからである。ただ、Jugendreligionによって提起される訴訟では、この二つの聞題が別々に出てくるわ のすべてが宗教の自由によって保護されるわけでなく、連邦憲法裁判所の判例によると、基本法は「現在の文化国

が宗教の自由によって保護され得るものとなるのか否か、ということも問題となる。というのも、

宗教団体の活動

ことに由来する。ただ、このように団体の自己理解に重点を置いたならば、その団体の活動が主に経済的ないし 裁判所は、「サイエントロジー」を営業的組織形態で追求される本質的に経済的な目的を特徴にするものとして、 ているといえるのであろうか、という問題が提起される。そして、この観点から、前述のデュッセルドルフ高等 は政治的なものであると証明された場合、当該団体の自己理解を指摘するだけではたしてその宗教団体性が示され 宗教団体ないしは世界観団体としての基本権上の地位が認められることになる。これは、Jugendreligionであって この点、既にみた通り、判例では通常の場合、Jugendreligionとされる集団であっても、その自己理解に従 その自己理解によると、超越的な世界像・人間像を持つということによって宗教・世界観という基準を満たす

そのこと自体が当該団体の宗教の自由を侵害し、一定の宗教観・世界観の国家による押しつけとして国家の宗教的

うことから、当該団体の宗教団体性そのものを否定してしまえるのであろうか。

もしそれが可能であるとすれば、

その非経済的団体としての登録と権利能力の取得を否定したのである。しかし、自らが宗教団体であると主張する

集団に対して、その活動を理由にして、つまり、そこでの活動が基本法の宗教の自由によって保護され得ないとい

Jugendreligionとされる集団の宗教団体性そのものを否定するものはほとんど見あたらず、むしろその活動に対す 世界観的中立性に反することにはならないのであろうか。 このことに配慮してか否かは定かでないが、 判例上、(6)

る基本法四条一項および二項の適用可能性が検討されることになる。

保護を基準とするのであれば、新たな宗教団体としてのJugendreligionにとって、それはその保護に関して重大な 摘する。そして、その「憲法上の意味に基づく判断」が前述の「歴史的展開の中で……形成されてきた」行為の(㎝) なく、宗教や世界観といった一定の境界画定概念の憲法上の意味に基づく判断が必要とされる、とバドゥーラは指 の判断は、当該活動を行う団体の自己理解に大きく依存することになるが、自己理解を唯一の基準とするのでは 問題の活動が宗教的基本任務にとって本質的に必要か否か、宗教的確信との実質的関連性があるのか否かについて の下での「すべての人に適用される法律の範囲内」で認められるにすぎないものとなる。この場合でもやはり、(ほ) 動は、基本法四条一項および二項による保護ではなく、一四〇条によって受容されたヴァイマル憲法一三七条三項 実質的関連性がある限りで団体自治の問題としての保護が与えられるにすぎない。そうであるから、そのような活 促進するだけのもの、宗教的に意味を付与されているだけのものである場合には、その宗教団体の宗教的確信との には、当該活動は宗教の自由の保護対象になる。これに対して、ある活動、特に経済活動が宗教団体の宗教目的を また、経済活動・政治活動であっても、それが宗教団体の宗教的基本任務にとって本質的に必要なものである場合 宗教・世界観の布教とみなせ得るような場合、あるいは慈善行為のような宗教活動に属するようなものである場合、 て、バドゥーラは次のように述べる。例えば雑誌の販売のように、一見すると経済活動であっても、それが一定の なものであり、もう一つは、基本法四条一項および二項の内在的制約に関わる活動である。この前者の活動に関し ここで、宗教団体の活動を二つに区別して考えることが必要になる。一つは、外見上宗教活動とはいえないよう

Jugendreligionとされる集団そのものの宗教の自由という基本権侵害があるのか否か、そして当該意見表明や助成 ているのであれば、そのような行為が規制されることには一応の理由があることになる。また、一定の場合に国家 ることになるのはいうまでもなく、もししばしば指摘されるようにそれらの行為がJugendreligionによってなされ 措置は国家の宗教的・世界観的中立性に違反していないか否かという問題になっているのではないだろうか、 は、国家自身によらなくても、Jugendreligionに対する批判的な立場からそのような警告を発する私的団体に資金 religionについての大衆への警告ないしは一定の意見表明を国家自身が行い得ることになるのであろうか。あるい のところ異論はない。しかし、そのような内在的制約の存在および国家の基本権保護義務から、(68) 自身が人間の尊厳を保護し、他者の基本権侵害を予防するという国家の基本権保護義務が認められることにも現在 為があるということを理由にした国家の保護義務に基づく一定の評価的言動による公的機関の警告が問題となって よって提起される訴訟では、この内在的制約に関わる活動の規制が問題となるのではなく、内在的制約に関わる行 通り、無制約で保障されるものではなく、一定の内在的制約に服することに異論はない。ただ、Jugendreligionに 宗教事項についての意見表明という形式での国家の介入権限という第二の問題と関連する。確かに、基本法四条に 補助という助成措置をとっても問題にならないのであろうか。この場合には、宗教の自由の内在的制約とは別の、 ントロールや精神操作、さらにその他の人間の自己決定を排除するような行為が宗教の自由の内在的な限界を超え いるのである。もちろん、人間の尊厳に反するような自由剥奪行為、性的濫用行為、催眠術のようなマインド・コ おいて「法律の留保」が排除されたからといって、宗教の自由(特に宗教活動の自由)は、 以上のような問題と共に、 より重大な問題を提起するのが宗教の自由の内在的制約であり、これが判例に現れた 連邦憲法裁判所がいう はたして Jugend-と思

問題となるように思われるのである。

えるのである。

存立に影響を及ぼすものである限り、Jugendreligionに対する国家のあるいは国家によって助成された警告は当該 はない。そして、前述の通り、宗教の自由を思考の自由、告白の自由、行動の自由という三つの領域での保障とと 益のために情報を集め、公開し、一定の根拠に基づく警告や勧告を行ったとしても、それは憲法上問題にはならない。 法秩序の保障義務を果たすことができなくなる。国家は憲法秩序を保護し、宗教の自由のための任務を遂行しな(爫) るべき自由であるから、宗教の自由の秩序づけや境界画定は国家および国家の法秩序の問題である。そうでなけれ 団体の宗教の自由の一内容としての思考の自由を既に侵害している、といえるのではないだろうか。 らえるならば、いかに少数派となるJugendreligionの場合であっても、国家がその宗教的・世界観的確信の形成 運動は国家によって規制されても仕方がない、という結果に終わってしまうだけではないかという疑問がないこと ただ、このようなバドゥーラの見解によると、既存の宗教秩序を公的秩序とみなして、そこへ出現した新たな宗教 ければならず、その権限の範囲内で宗教・世界観と関わったとしても宗教的・世界観的中立性に反するものではな ば当該自由の内容は裁判上確定し得ず、宗教的・世界観的に中立的な国家はすべての人に対する保護義務そして憲 い。公的秩序を保護するという国家の憲法上の権限から、公的機関が宗教・世界観に関する問題に評価を行い、公 これとの関係でバドゥーラは次のようにいう。宗教の自由は国家による保障であり、国家の法によって保障され

56 おいて、いわゆるJugendreligionの問題は、その種の宗教の団体が『宗教団体』の観念から排除される……ということによって解決され Hermann Weber, Gelöste und ungelöste Probleme des Staatskirchenrechte, NJW 1983, S. 2541 (2552f.) では、「個別的な関係に

得るであろう」としている

- (5) Jarass (Anm. 16), S. 118.
- 58 Badura (Anm. 6), S. 40; Pieroth & Schlink (Anm. 18), S. 134 では、BVerfGE 12, 1, 4 を引用してこの点を指摘する。
- (5) Scholz (Anm. 40), S. 11
- roth & Schlink (Anm. 18), S. 134; Herzog (Anm. 19), S. 連邦憲法裁判所による基本法四条の解釈が、かなりの程度、この団体の自己理解に依拠したものとなっていることの指摘として、Pie
- これを問題提起として明示的に述べるのはパドゥーラである。Badura (Anm. 6), S. 59
- にも同じような保護を与えており、少数宗教やJugendsektoのメンバーも当該基本権を援用し得る」としており、そうであるとするなら Pieroth & Schlink (Anm. 18), S. 135 では、「宗教の自由は、大教会のメンバーだけでなく小教会あるいは小さな宗教団体のメンバー
- まさにJugendreligionの宗教団体性の否定は、当該団体やそのメンバーの宗教の自由を侵害することにもなろう。

Badura (Anm. 6), S. 60&90. これと関連して、Pieroth & Schlink (Anm. 18), S. 135 では、宗教の自由によって保護される活動

- に宗教・世界観的活動に際して偶然なされたような付随的なものとは区別されなければならない、としている。 宗教ないし世界観的な任務にとって本質的に必要であり、それに対応して組織的に実質的な関連性を持つものでなければならず、単
- (5) Badura (Anm. 6), S. 89f.

64

Pieroth & Schlink (Anm. 18), S. 134; Lepa (Anm. 26), S. 105

- 66 少なくとも重大な境界画定の問題を投げかけるとして、基本法四条の歴史的解釈の有用性を示唆する。Herzog(Ann. 19), S. なお、ヘルツォークは、これと関連して、宗教団体の自己理解に依拠する連邦憲法裁判所の判例は、核心において正しいであろうが、
- 67 れないものであるとの指摘がしばしばなされる、としている。 えば個人の自律を低下させあるいは排除するのに適した肉体的・精神的影響を持つ一定の形式は宗教の自由という基本権の保護には含ま Lepa (Anm. 26), S. 106. なお、これとの関係で、Scholz (Anm. 40), S. 1155 は、Jugendsekteによる多くの行為形態や活動、例
- 68 ていることは確証されていない、としている。NVwZ 1986, S. なお、これらの指摘に反して、前述のミュンスター上級行政裁判所(前掲注四七)の決定では、「超越瞑想」がそのような活動を行っ 400
- <u>69</u> これについては、井上典之「いわゆる『人間の尊厳』について――その具体的規範内容と現代的課題についての概観 ——」 阪大法学四

三卷二・三号一〇四五頁(一九九三)一〇五九頁以下参照。

- (%) Badura (Anm. 6), S. 49
- (71) A. a. 0., S. 91.
- 2) Pieroth & Schlink (Anm. 18), S. 138

2

たとしても、伝統的な教会にとっては、宗教の自由や教会の自己決定権の解釈に際して伝統的な解釈原理に従って 規制可能性に突破口を開くことになりかねず、基本法四条を従来の教会になじんだ形で構成し直し、その適用領域 Jugendreligionとされる集団に対して無批判的に基本法四条の適用を認めると、宗教・世界観団体に対する国家の 題との関係で、基本法四条の射程範囲を問題にして、それを批判的に取り扱う見解も主張されている。そこでは、 を縮小することによってそのような事態を回避しなければならない、そして、そのような新たな方向づけがなされ 項および二項の射程範囲に関する広い解釈にその出発点を見出すことができる。そこで、このJugendreligionの問 以上みてきたJugendreligionとの関係での宗教の自由、国家の宗教的・世界観的中立性の問題は、基本法四条一

憲法上保護され続けるであろう領域で活動するにすぎないことから、実際上何の不利益にもならない、、とされる

教会や宗教団体の公式的教義から逸脱するような宗教的確信にも基本法は保護を与えている 、とする見解も主張

がりから生ずる問題は、基本法四条一項および二項の保護領域を狭めることによって解決され得るものではなく、 ことになる。ただ、これに対して、我々の文化圏になじみのない、あるいはその文化圏に否定的な宗教的集団の広

されており、ドイツでの宗教問題における伝統と現代的対応との衝突がここに見られるように思えるのである。

これまでの議論を総合的にみてみれば、Jugendreligionをめぐる憲法問題の特徴は以下のようにまとめることが

だろう(76) か。 てどこまでの介入が許され、その行為がどの程度制限されるのか、という問題をめぐる議論に帰着するのではない 的に確立されてきた文化秩序への新規参入が基本権を媒介にしてどこまで認められるのか、国家は新規参入に対し しようとしているのである。結局、そのようにとらえてみれば、ドイツでのJugendreligionをめぐる問題は、歴史(宮) されるようになった宗教の自由という基本権による保護を求めることで、既存の宗教秩序の中で自らの地位を獲得 国家教会法制においてその取扱いが必ずしも念頭におかれていなかった団体であるが故に、基本法の下で広く解釈 およびその下にある宗教秩序への新規参入者として現れることになる。その結果、Jugendreligionとされる集団は、 リスト教的組織・活動とは全く異なったものであるが故に、まさにそのような宗教団体法制としての国家教会法制 公的秩序の一部として宗教秩序が形成されている。Jugendreligionとされる諸団体は、いわゆる既存のユダヤ・キ できる。ドイツでは、大教会を中心に国家と宗教団体との間の関係を規律する国家教会法制が歴史的に展開され、

- (73) Weber (Anm. 56), S. 2553
- 開をも保護している」というこれと類似する見解が主張されているという指摘もある。その指摘については、Franz (Anm. 56), S. 728

Pieroth & Schlink (Anm. 18), S. 135. なお、「基本法は新たな、今まで知られていなかったような宗教的表現形式や儀式形式の展

(75) これについて、Franz (Anm. 56), S. 731は、宗教・世界観団体としての資格づけは、Jugendreligionとされる集団やそのメンバーの

法的地位を強化すると同時に、この領域での国家や他の公的機関の行為可能性に対して明確な限界を課すことになる、としている

(76) これとの関係で、Jugendreligionについて次のように述べる見解もある。すなわち、「バグワン、クリシュナあるいは統一 教会などの を行っている」、ということである。Ingo Richter & Gunnar Folke Schuppert, Casebook Verfassungsrecht, 2. Aufl., 1991, S. 131 新たなJugendreligionは、啓蒙されたキリスト教の下での宗教の自由をそのメンバーに対してラディカルに問題とするような全体的主張